

国への発生届の限定に係る届出

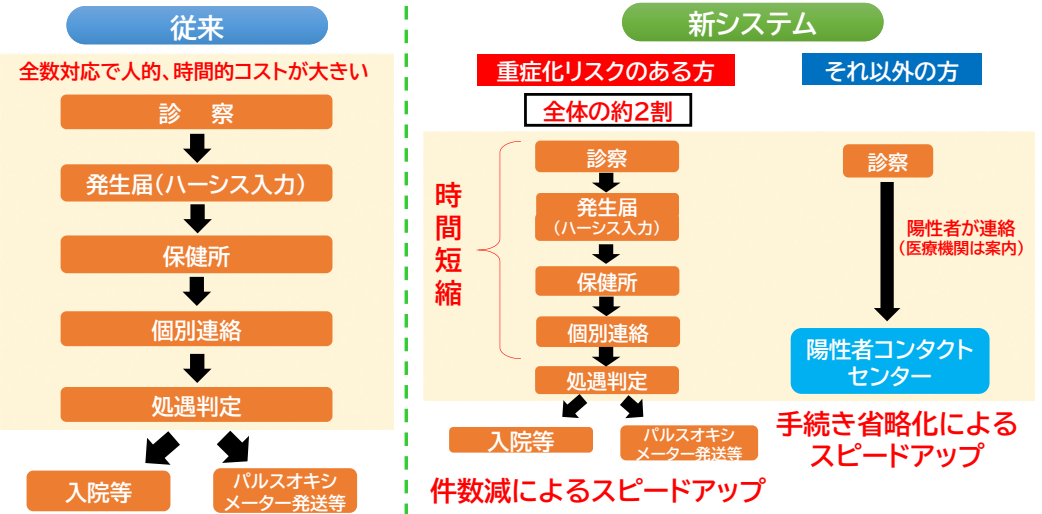
本日(8/29)付けで届出し、**9月2日から適用予定**

【訂正】本部会議後に厚生労働省から適用日を8月31日(水)から9月2日(金)に延期する旨の連絡があったため、訂正します。

本県の対応方針

- ◆ BA.5 の特性に応じ、陽性者の安心を確保しつつ重症化リスクのある方の対応に重点化
- ◆ 全数把握を止めた場合においても、本県独自の新システムで全ての陽性者の安心を確保
 - 重症化リスクのある方を医療機関と連携し重点的に対応
 - 重症化リスクの低い方のため、「陽性者コンタクトセンター」を新たに設置し、今までの支援を格段に迅速化
 - ➔療養中に体調悪化した方を適切な医療機関につなげる
 - ➔センター登録者へ、パルスオキシメーター全戸配布、食料品配布や健康観察、療養証明書発行
 - 分野別クラスターチームによる施設内での拡大を防止
 - ➔施設内での体調不良者の速やかな把握
 - ➔陽性者確認時の施設自らの早期検査実施

【9/2スタート】BA.5対応型安心確立進化系システム



【9/2スタート】BA.5対応型安心確立進化系システム

- 発症時
- 症状のある方は、診療・検査医療機関で受診・検査を実施(感染不安のある方は無料検査へ)
 - **陽性が判明した際、医師等が重症化リスク等の有無を確認**

重症化リスクのある方

➢ 発生届により保健所が陽性者を把握

- 陽性判明時
- 保健所による積極的疫学調査
 - 患者の症状等に応じた療養調整
※入院・宿泊・在宅療養を決定等

- 療養期間中
- 保健所から支援物資を配送
(パルスオキシメーターの全戸配布等)
 - 健康観察
(かかりつけ医、保健所、訪看ステーション、My HER-SYS)
 - 体調悪化時の受診調整

- 療養終了後
- 「療養証明書」を発行
(HER-SYS機能の活用を含む)

重症化リスクの低い方

➢ 本人から『陽性者コンタクトセンター』へ連絡

- 療養指導の実施
療養期間や療養生活のポイントなどを説明

- 保健所から支援物資を配送
(パルスオキシメーターの全戸配布等)
- 健康観察
(かかりつけ医、My HER-SYS)
- 体調悪化時の受診調整

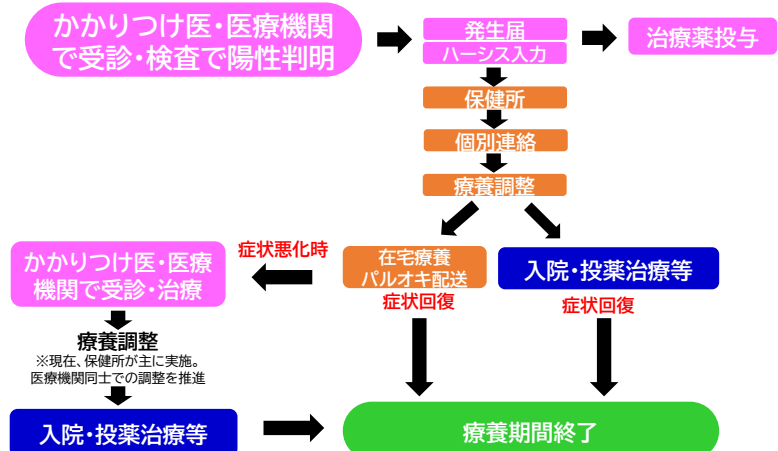
- 「療養証明書」を発行
(HER-SYS機能の活用を含む)

同様にサポート

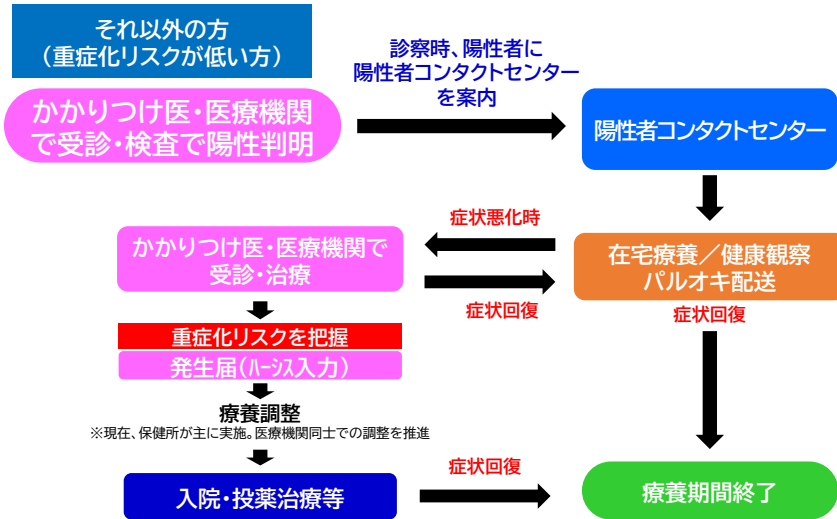
BA.5対応型安心確立進化系システム(重症化リスクのある方)

重症化リスクのある方

- ①65歳以上の者
- ②入院を要する者
- ③重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与・酸素投与が必要な者
- ④妊婦



BA.5対応型安心確立進化系システム(それ以外の方)



5

陽性になられた方の対応

①重症化リスクの高い方 (以下の届出対象者に該当する方)

いままでどおり、保健所が医療機関からの発生届を受け、陽性者へ連絡します。

<届出対象者>

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクありかつコロナ治療投薬又は酸素投与が必要
- ・妊婦の方

②重症化リスクの低い方 (①以外の方)

陽性者ご本人からコンタクトセンターへご連絡をお願いします。 (※医療機関から登録について案内) 登録については、電話のほか、メール、専用の登録ページもご利用いただけます。

【②の方の療養について】

- ・原則「自宅療養」となります。
- ・発症時はかかりつけ医等医療機関を受診ください。治療費は全額公費負担のため、自己負担はありません。受診先に困る場合はコンタクトセンターにご相談ください。受診可能な医療機関を案内します。
- ・療養期間中は外出自粛と、毎日2回の体温測定やパルスオキシメーターで血中酸素濃度(SpO2)測定などご自身で行ってください。→HER-SYS(マイハ-シス)又は電話による健康観察を実施

濃厚接触者(同居家族)について

- ・5日間の外出自粛、ご自身で7日間の健康観察を実施してください。
- ・発症時はかかりつけ医等医療機関を受診ください。受診先に困る場合は受診相談センター又はコンタクトセンターにご相談ください。受診可能な医療機関を案内します。

6

届出対象外の方に係る療養証明書の発行

○本県では、県民の皆様の利便性が低下しないよう、これまでと同様に、感染症法に基づく届出の対象外となった方であっても、患者と診断された方に対して、療養証明書を発行します。

<国の考え方(令和4年8月25日厚生労働省事務連絡)>

届出の対象外となる者については、HER-SYSの登録が行われず、My HER-SYSや紙の療養証明書の発行は想定されない。

(厚生労働省と金融庁が対応を検討中(報道ベース))

※本県では新規陽性者の約8割が届出の対象外となる見通し。

7

『陽性者コンタクトセンター』の設置

県及び鳥取市に設置する『陽性者コンタクトセンター』で陽性者登録・健康観察・相談対応を実施

受付電話番号

・東 部 管 内 の 方 : ☎0857-30-8555(24時間対応予定)

・中・西部管内の方 : ☎0857-26-8632(24時間対応(陽性者受付は8:30~20:00,その他は緊急時対応))

陽性者コンタクトセンターの機能及び体制

【重症化リスクの低い方へのファーストタッチ】

- ・陽性者情報受付(年齢、基礎疾患、連絡先等)
⇒重症化リスクのある方と判明した場合は保健所へ引継ぎ
- ・パルスオキシメーター、食料品の案内・配布
- ・マイハ-シスへの登録案内(療養証明の取扱についても案内)
- ・外出自粛を要請
- ・宿泊療養希望者の調整

【健康観察】

- ・マイハ-シス、電話による日々の健康観察
- ・要留意者は看護協会と連携して健康観察
- ・健康観察終了後、療養証明書を発行

【緊急時等対応】

- ・在宅療養中の体調不良時には受診可能な医療機関を案内

【通常相談対応等】 ・陽性者以外の受診相談、発熱等相談対応 ・濃厚接触者の対応相談 ・各保健所との連絡調整 等

【実施体制】

- 鳥取市に設置するコンタクトセンター
 - ・外部委託対応を含めて検討中
- 県庁に設置するコンタクトセンター
 - ・新型コロナウイルス感染症対策推進課内に『コンタクトセンター担当』を新設
 - ・専任職員5名(参事1名・事務職員4名) + 保健師1名 + 本庁等全職員の応援体制で業務実施

8